

○長崎市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例

令和5年10月6日

条例第55号

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第47条第1項第1号、第79条第2項第1号並びに第81条第1項及び第2項の規定に基づき、本市における指定居宅介護支援事業者の指定に係る申請者の要件並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号。以下「省令」という。）の定めるところによる。

(申請者の要件)

第3条 法第79条第2項第1号の条例で定める者は、役員が長崎市暴力団排除条例（平成24年長崎市条例第59号）第12条に規定する暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）でない法人とする。

(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準)

第4条 次条から第7条までに定めるもののほか、法第47条第1項第1号並びに第81条第1項及び第2項の規定により条例で定める指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準は、省令に定める基準（省令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）とする。

(令6条例10・一部改正)

(暴力団員等の排除)

第5条 指定居宅介護支援事業所の管理者は、暴力団員等であつてはならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、長崎市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員等を利することのないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、基準該当居宅介護支援の事業について準用する。

(身体的拘束等の報告)

第6条 省令第13条第2号の3の場合においては、市長に対し、速やかに同号に規定する記録に係る内容を報告しなければならない。

2 前項の規定は、基準該当居宅介護支援の事業について準用する。

(令6条例10・追加)

(記録の保存)

第7条 省令第29条第2項の規定によるほか、指定居宅介護支援事業者は、居宅介護サー

ビス計画費の支払を受けた日から5年間、当該居宅介護サービス計画費の受給に係る従業員の勤務体制に関する記録並びに同項第1号及び第2号に掲げる記録を保存しなければならない。

2 前項の規定は、基準該当居宅介護支援の事業について準用する。

(令6条例10・旧第6条繰下)

(委任)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

(令6条例10・旧第7条繰下)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年3月29日条例第10号）抄

この条例は、令和6年4月1日から施行する。